資料７
令和元年（2019年）5月24日
熊本市障がい者自立支援協議会

地域生活支援拠点等整備の検討状況について

地域生活支援拠点等の整備とは…

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支える**サービス提供体制を構築すること。

拠点等の整備の目的とは…

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に２つの目的がある。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

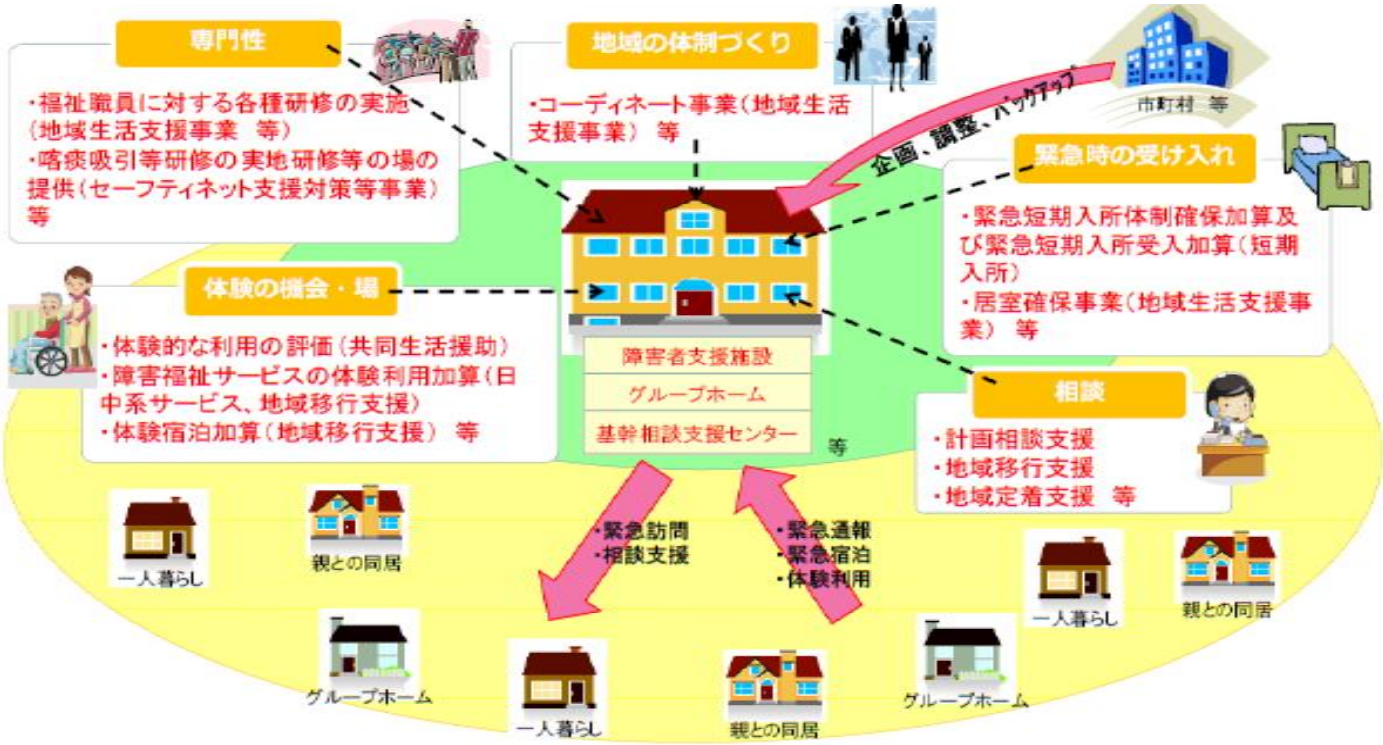
② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からＧＨ、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

拠点等の整備類型

（1）多機能拠点型

５つの機能をグループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に１ヵ所に集約する。

【運営主体】施設等を運営する法人等



拠点等の整備類型

（2）面的整備型

建物としての拠点は置かず、地域における複数の機関が分担して５つの機能を担っていく。

【運営主体】関係施設等を運営する複数の法人等



熊本市障がい福祉計画（第5期）での位置づけ

障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。

本市の地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の関係機関が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、平成32年度末までに熊本市障がい者自立支援協議会において必要な機能の検討を行います。また、熊本市が業務を委託する障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。

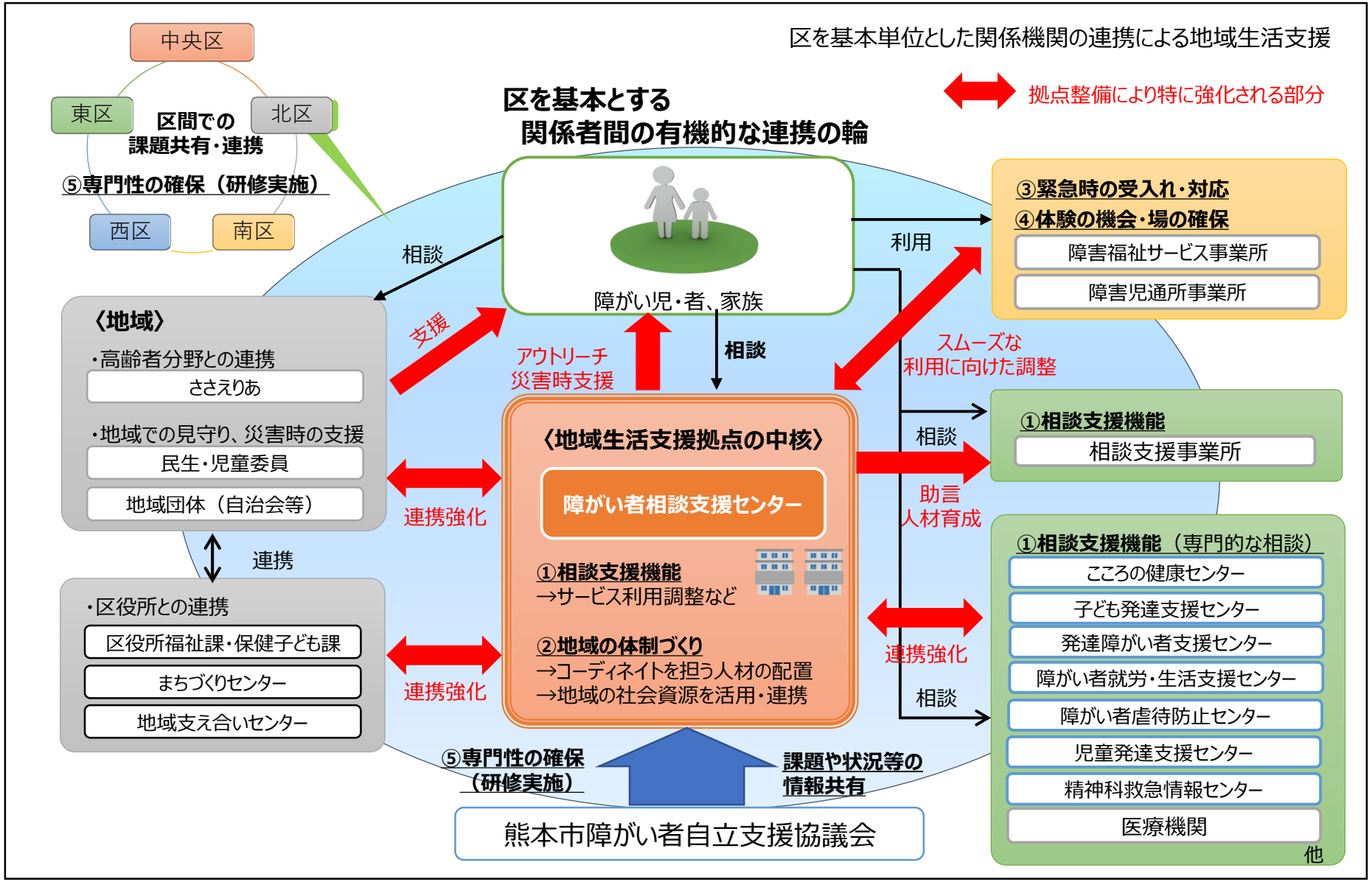
＜国の基本指針＞

> 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備することを基本とする

＜熊本市の目標＞

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	5ヵ所以上	各行政区に1ヵ所以上設置。

熊本市の整備イメージ（面的整備）



拠点等の必要な機能

拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の５つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が行うもの。

＜必要な機能＞

- ①　相談
- ②　地域の体制づくり
- ③　緊急時の受け入れ・対応
- ④　体験の機会・場の確保
- ⑤　専門的人材の確保・養成

拠点等の必要な機能

①　相談　　（対応先）障がい者相談支援センター

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【熊本市の現状】

熊本市障がい者相談支援センターを平成27年度から市内に9ヵ所設置。センター内に機能強化員１名ずつ配置するなど、緊急時を含めた地域での困難ケースへの対応やその他の支援を行っている。

（課題）

常時の連絡体制の確保の必要性及び方法について検討が必要。

拠点等の必要な機能

②　地域の体制づくり　（対応先）障がい者相談支援センター

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【熊本市の現状】

熊本市障がい者相談支援センターの1ヵ所に地域支援員を配置し、地域の様々なニーズに対応できるように、地域におけるネットワークの構築等に取り組むモデル事業をH30年度から実施している。
最終的には、9ヵ所全てへの地域支援員を配置を目指しており、障がい者相談支援センターを中心とした地域の体制づくりを進めていきたい。

（課題）

・全センターへの地域支援員の配置。（財政との調整）

拠点等の必要な機能

③　緊急時の受け入れ・対応　（対応先）障がい者支援施設・短期入所等

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【熊本市の現状】

虐待対応時の一時避難や介護者の急病時など緊急の受け入れ先を探す場合には、受け入れ可能な施設を人海戦術で探している状況である。

受け入れ可能な施設等を整理して、事前に協定を結ぶことで必要な対応がやりやすくなるのではないか。

（課題）

・緊急時受け入れ可能な短期入所及び入所施設の確保。
・受け入れに対する対価（人件費その他）の予算確保。
・緊急短期入所受入加算の活用。
・受け入れ施設の空き情報の収集。

拠点等の必要な機能

④　体験の機会・場の確保　（対応先）グループホーム

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【熊本市の現状】

共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場については、現時点では確保できていない。（個別で対応しているケースはあるのではないか）

対応可能な施設等を整理することで、活用しやすくする必要がある。

（課題）

・受け入れ可能なグループホームの確保。
・体験利用加算の活用。
・受け入れ施設の空き情報の収集。

拠点等の必要な機能

⑤　専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【熊本市の現状】

様々な分野においてこれまでも研修等を行いながら、人材育成を行ってきたところであるが、医療的ケア児等コーディネーターの養成等、今後も研修等を通じてサービスに携わる職員の質の向上を図っていかなければならない。

（課題）

・福祉人材の確保。
・多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制の構築が必要。

整備スケジュール（予定）

	現状	今後の対応	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
①相談	H27年度から障がい者相談支援センターに機能強化員を配置し、困難ケースへの対応やその他の支援を実施。	障がい者相談支援センターで引き続き対応を行っていく。	○	⇒	⇒	委託更新
②地域の体制づくり	障がい者相談支援センターの1ヵ所に地域支援員を配置し、モデル事業を実施。	全センター9ヵ所への地域支援員の配置を目指す。	モデル事業（1ヵ所）	⇒	全センターへの地域支援員配置	⇒
③緊急時の受入対応	状況に応じて、受け入れ施設を人海戦術で探している。	受け入れ可能な施設と協定を結び、状況に応じた受け入れを依頼。	―	受入施設との協定締結準備	受入施設との協定締結	運用開始
④体験の機会、場の確保	各グループホームで個別に対応している。	対応可能なグループホームを整理して、活用しやすい状況を作る。	―	対応可能な施設の整理	⇒	運用開始
⑤専門性の確保	各種研修の実施	引き続き、各種研修を通じて職員の専門性の向上を図っていく。	○	⇒	⇒	⇒

整備の判断及び整備後の運営

（1）整備がなされたかの判断

原則５つの機能を全て備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の内容の充足の程度は最終的に市町村が判断する。国や県への報告は不要。なお、整備方針の検討にあたっては、協議会等を活用。

（2）整備後の運営

必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に協議会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握する。

※　拠点等を運営することに対し、新たな報酬が得られるものではなく、各施設等が提供した障害福祉サービスに支払われる介護給付費等により、社会福祉法人等が運営を行う。

（参考）地域生活支援拠点等に関連する加算

・相談機能の強化
　地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】
・緊急時の受入れ・対応の機能の強化
　緊急短期入所受入加算【見直し】
・体験の機会・場の機能の強化
　体験利用支援加算【見直し】、体験宿泊支援加算【新設】
・専門的人材の確保･養成の機能の強化
　重度障害者支援加算【新設】
・地域の体制づくりの機能の強化
　地域体制強化共同支援加算【新設】